

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和7年5月20日（火） 午前8時53分から午前9時15分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（14人）別紙のとおり 4. 欠席委員（1人）別紙のとおり 5. 議事日程 日 程 第 1 議事録署名委員の指名 日 程 第 2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請 日 程 第 3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請 日 程 第 4 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日 程 第 5 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転） 日 程 第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願 日 程 第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第5条関係取消願 6. 農業委員会事務局職員（3人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 植松 佑太 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時53分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和7年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。 会長 《会長あいさつ》 会長 それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しております

	ので、只今より５月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 ３ 番 鷺野 則美 委員 議席番号 ４ 番 中野 正広 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table border="0"> <tr> <td>議案第 ８ 号</td><td>農地法第 ３ 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ６ 件</td></tr> <tr> <td>議案第 ９ 号</td><td>農地法第 ５ 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ２ 件</td></tr> <tr> <td>議案第 １ ０ 号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第 １ ９ 条第 ３ 項の規定 による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・ ２ ２ 件</td></tr> <tr> <td>議案第 １ １ 号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第 １ ９ 条第 ３ 項の規定 による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・ ３ 件</td></tr> <tr> <td>専 決 報 告</td><td> 1. 農地法第 ３ 条の ３ の規定による届出・・・・・・・・・・ ９ 件 2. 農地法第 ５ 条第 １ 項第 ６ 号の規定による届出・・・・ ２ 件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ 件 </td></tr> <tr> <td>報 告</td><td> 1. 農地法第 １ ８ 条第 ６ 項の規定による通知・・・・・・・・ ８ 件 2. 農地法第 ５ 条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ １ 件 </td></tr> </table>	議案第 ８ 号	農地法第 ３ 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ６ 件	議案第 ９ 号	農地法第 ５ 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ２ 件	議案第 １ ０ 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 １ ９ 条第 ３ 項の規定 による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・ ２ ２ 件	議案第 １ １ 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 １ ９ 条第 ３ 項の規定 による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・ ３ 件	専 決 報 告	1. 農地法第 ３ 条の ３ の規定による届出・・・・・・・・・・ ９ 件 2. 農地法第 ５ 条第 １ 項第 ６ 号の規定による届出・・・・ ２ 件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ 件	報 告	1. 農地法第 １ ８ 条第 ６ 項の規定による通知・・・・・・・・ ８ 件 2. 農地法第 ５ 条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ １ 件
議案第 ８ 号	農地法第 ３ 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ６ 件												
議案第 ９ 号	農地法第 ５ 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ ２ 件												
議案第 １ ０ 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 １ ９ 条第 ３ 項の規定 による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・ ２ ２ 件												
議案第 １ １ 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 １ ９ 条第 ３ 項の規定 による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・ ３ 件												
専 決 報 告	1. 農地法第 ３ 条の ３ の規定による届出・・・・・・・・・・ ９ 件 2. 農地法第 ５ 条第 １ 項第 ６ 号の規定による届出・・・・ ２ 件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３ 件												
報 告	1. 農地法第 １ ８ 条第 ６ 項の規定による通知・・・・・・・・ ８ 件 2. 農地法第 ５ 条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・ １ 件												
会長	それでは、議案第 ８ 号 農地法第 ３ 条の規定による許可申請 ６ 件 について 審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。												
事務局	《事務局説明》（１番から６番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、６件 につきましては、農地法第 ３ 条第 ２ 項各号には該当しないため、 許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。												
会長	只今、事務局より議案第 ８ 号について説明させていただきました、何かご質問・ ご意見ございますか。												
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 ８ 号 農地法第 ３ 条の規定による許可申請 ６ 件 について												

	賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件 について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 192 枚のパネル(発電出力:105.60kw)を設置し、総事業費は約 1,470 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 (2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 142 枚のパネル(発電出力:83.07kw)を設置し、総事業費は約 1,315.8 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 以上、2 件 につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 2 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件 について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について 22 件 の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 22 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面

	積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 申請番号 1 番から 22 番、全体筆数は 196 筆、面積は 230,777 m² です。 愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、20 名の方々が借り受けております。 内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。 愛知県の認可・公告予定年月日は 6 月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和 7 年 7 月 1 日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。 この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われまゝ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 10 号 について、簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 22 件 について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 3 件 の説明をお願いします。
会長	《事務局説明》（1 番から 3 番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明） 以上、3 件 につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われまゝ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 11 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 3 件 について賛成の方は挙手をお願いします。

会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。 続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件 の届出を受理いたしました。 (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件 の届出を受理いたしました。 (専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件 の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
会長	続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件 の合意解約を受付いたしました。 (報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件 の届出書を受付いたしました。 只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時15分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年5月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者

議席番号3番委員

鷲 野 則 美

議事録署名者

議席番号4番委員

中 野 正 弘